

経営者が 知っておくべき 税金知識

経営者が最低限知っておきたい！
交際費の税務 Ⅱ

- ・交際費の具体的判断と税務調査対策
 - ・交際費の裏ワザ
- ～一人あたり5,000円以下の社外飲食費～



経営者が最低限知っておきたい！

交際費の税務Ⅱ



中村会計

はじめに

先月は、企業活動において重要な費用となる交際費の税務面の取扱いを中心に解説しましたが、交際費に関しては税務署も非常に厳しい目を向けているところ、税務調査においては往々にして大きな問題となります。税務調査対策においては、一にも二にも交際費の意義とその範囲が重要になるわけですが、現実問題として、皆様が支出されるコストを逐一判断するとなると非常に大変ですから、特に税務調査において狙われる費用を個別に取り上げ、その具体的判断について、今月は解説を加えました。この具体的判断を繰り返し読んでいただければ、交際費の判断について正しい感覚がつかめますので、税務調査官との交渉に大いに役立つと思われます。

その他、交際費を有効に活用する節税として、広く使われているのが一人あたり 5,000 円以下の社外飲食費です。この社外飲食費を有効活用することで、経費を増やしながら税務署からにらまれる交際費の金額を少なくすることができます。ただし、その利用に当たっては厳格なルールも設けられていますので、しっかりと内容を押さえる必要があります。

ところで、「交際費の経費制限は年々緩やかになっているため、それほど神経を使う必要はない。」といった指摘が専門家からなされることがあります。しかし、交際費は不正な支出と結びつくことが非常に多いため、今後も税務署の厳しいチェックが入ることは間違いありません。だからこそ、経営者としては交際費のルールを着実に押さえ、従来以上に正確な処理に心がけなければならないのです。

本テキストがわずかなりとも皆様の一助となるのであれば、これに勝る喜びはありません。

目次

3 (Q 1 0 ~ Q 2 1) 交際費の具体的判断と税務調査対策

4 (Q 2 2 ~ Q 2 8) 交際費の裏ワザ～一人あたり 5,000 円以下の社外飲食費～

3 交際費の具体的判断と税務調査対策

【Q10】

＜交際費等と寄附金の区分＞

寄附金は交際費等にならないということですが、その相違について教えてください。

【A10】

＜支出先が第一の判断要件＞

寄附金と交際費等の相違が問題になるのは、対価性のない支出をしたケースです。基本的には、事業関係者に対する「贈答」は交際費等となり、そうでないものについては寄附金となる、とされていますが、あくまでもケースバイケースで判断することになります。

【解説】

交際費等に含まれる支出として、「（事業関係者に対する）贈答」があります。この点から、取引先へのお歳暮や香典などの支出は、交際費等に含まれることとなりますが、ここで問題になるのは、法人税の世界における「寄附金」との相違です。

法人税の寄附金とは、一般的には「対価性のない支出」と言われていますが、お歳暮や香典なども「対価性がある支出」とは言い難いですから、寄附金と交際費等の違いが問題になるわけです。この点、法人税の寄附金の範囲から交際費等に該当するものは除かれることになっており、交際費等に該当すれば、「対価性のない支出」であっても、寄附金にはならないと言われています。

交際費等については、下記（図 11）に挙げた三要件（支出の目的、支出の相手先、行為の形態）で判断するわけですが、こと寄附金と交際費等の違いについては、これらのうち「支出の相手先」、すなわち得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する支出であるか否かがまず重要になります。

（図 11）交際費等の三要件（再掲）

① 支出の目的	交際費、接待費、機密費その他の費用であること
② 支出の相手先	得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する費用であること
③ 行為の形態	接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出する費用であること

次に、交際費課税は接待等の事業関係者の歓心を買う行為を対象としていますので、「贈答」と評価されるものは交際費等になり、そうでない支出は寄附金に該当することとなります。

しかしながら、このような建前があったとしても、実務上判断することが難しい場合もあります。この点、国税庁の通達において下記の通り具体例が示されていますので、参考にして下さい。

(図 14) 寄附金と交際費等の具体例

支出先	寄附金該当	交際費等該当
国及び地方公共団体、その他 公益法人等（原則寄附金）	・ 社会事業団体、政治団体に対する拠出金 ・ 神社の祭礼等の寄贈金 etc	・ 役員等個人に対する謝礼 ・ 不相当に高額な寄贈金等 etc
事業関係者（原則交際費等）	・ 合理的理由のない取引相手への債務免除 etc	・ 見舞金等（災害発生後相当期間内に行うものを除く） ・ 役員等個人に対する謝礼 etc

【Q11】 <交際費等と値引き・売上割戻しの区分>

値引き・売上割戻し等は交際費等にならないということですが、その相違について教えてください。

【A11】 <合理的な基準があるかどうかが重要>

売上高若しくは売掛金の回収高に比例して、又は売上高の一定額に応じて売上先に金銭等で支出されるなど、合理的な基準に基づくものは、原則として値引き・売上割戻し等として、交際費等には該当しません。

ただし、これらに伴って資産を贈答したり、観劇や旅行に招待したりする場合には、交際費課税がなされる場合があります。

【解説】

値引きや割戻しは、一定の基準に基づいてなされる販促活動としての側面があるところ、事業関係者の歓心を買う行為、とは一線を画すため、交際費等には該当せず、基本的には「売上割戻し等」として損金に含めることができるとされています。

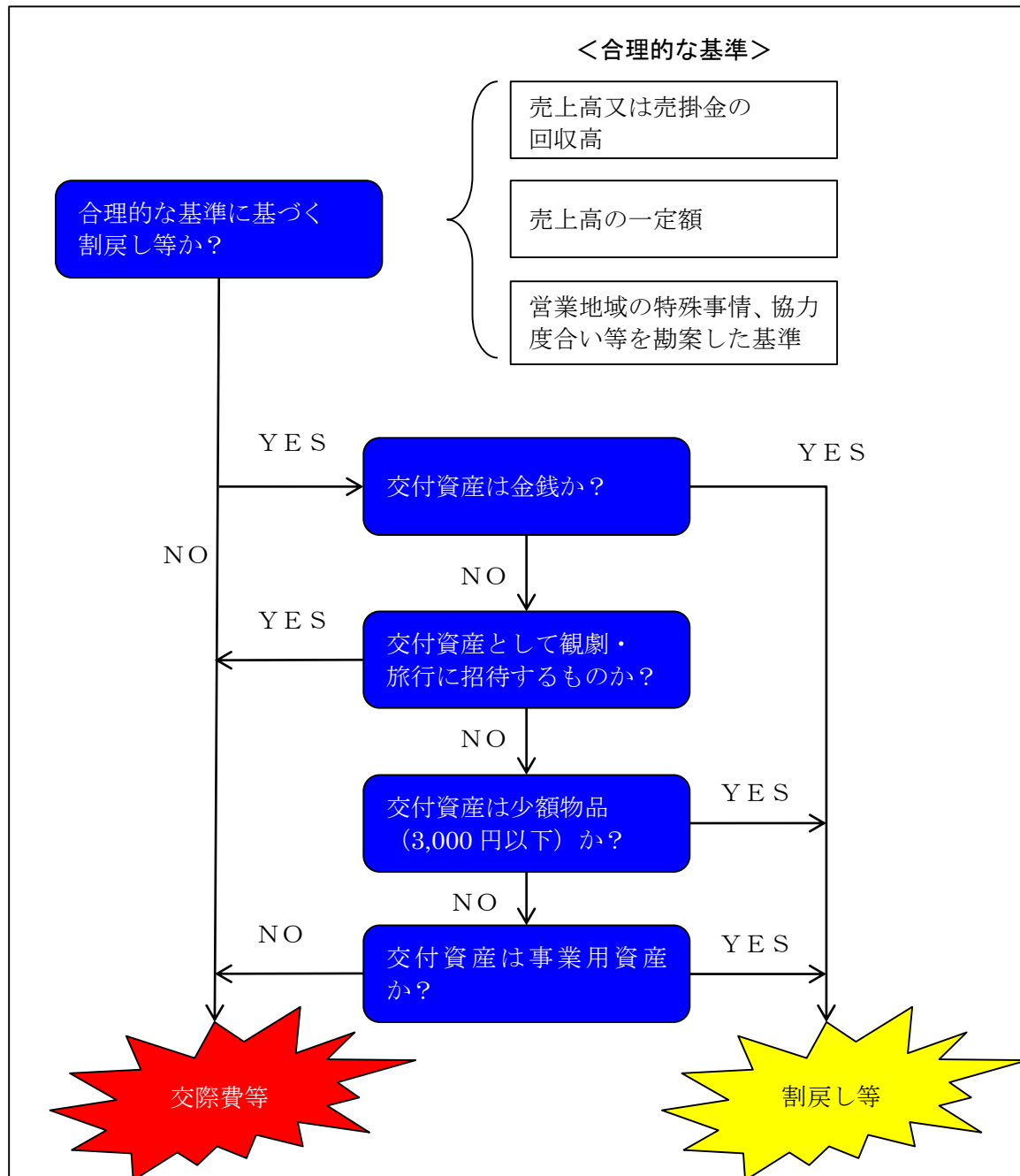
ここで重要なポイントは、一定の基準がある、ということです。具体的には、①売上高又は売掛金の回収高、②売上高の一定額、③そしてこれらの基準の他得意先の営業地域の特殊事情、協力度合い等を勘案して定められる基準に基づく支出、というのが値引きや割戻しの要件とされています。このため、適当な基準で売上先にお金を交付すると、謝礼として交際費等に該当する、といった指摘が税務調査でなされる可能性があります。できることなら書面で値引きや割戻しに関する合理的な基準を整備しておくべきでしょう。

ところで、実務上、売上割戻しについては、いわゆるリベートとして売上先に金銭を交付するのではなく、商品券などの贈答品で使われる物品を交付したり、観劇や旅行などに招待したりすることもあります。これらは、事業関係者の歓心を買うという贈答や接待行為と見ることができますので、割戻しとしての体裁はあっても、交際費等に含まれることになります。

ただし、少額の資産を贈与するような場合にまで課税することは酷と考えられます。国税庁の通達においては、得意先である事業者において販売し若しくは使用することが明らかな事業用資

産や、その購入単価がおおむね 3,000 円以下の少額物品については、一定の合理的な基準に基づく売上割戻し等として交付する場合に限り、これらの物品を交付するために要する費用は、交際費等に該当せず、売上割戻しとして損金に含めることができる、とされています。

（図 15）売上割戻し等と交際費のフローチャート



【Q13】**＜交際費等と広告宣伝費の区分＞**

広告宣伝費は交際費等にならないということですが、その相違について教えてください。

【A13】**＜不特定多数に対するものかどうかが重要＞**

不特定多数の者に対する宣伝効果を意図するものは、事業関係者の歓心を得る、というものではありませんから、広告宣伝費となり、交際費等に該当しません。「不特定多数」という要件がキーワードです。

【解説】

法律上、交際費等の範囲から、「カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用」が除かれています。カレンダー等には、会社名を入れて取引先に配る、という商慣習がありますが、このような行為は、販促行為としての広告宣伝に該当し、交際費等には該当しない、とされています。

このような広告宣伝費は、それが特定の取引関係者に対するものではなく、不特定多数の者ないし、一般消費者に対するものですから取引関係者の歓心を買う支出とされている交際費等とは、一線を画すと考えられているのです。

具体的には、以下のような費用は広告宣伝費となり、交際費等には該当しません。

（図 16）交際費等に該当しない広告宣伝費の具体例

①	製造業者等が抽選により、一般消費者に対し金品等を交付したり旅行等に招待したりするために要する費用
②	製造業者等が、金品引換券付販売に伴い、一般消費者に対し金品を交付するために要する費用
③	製造業者等が、一定の商品等を購入する一般消費者を旅行等に招待することをあらかじめ広告宣伝し、その購入した者を旅行、観劇等に招待する場合のその招待のために要する費用
④	小売業者が商品の購入をした一般消費者に対し景品を交付するために要する費用
⑤	一般の工場見学者等に製品の試飲、試食をさせる費用（これらの者への通常の茶菓等の接待費用を含みます。）
⑥	得意先等に対する見本品、試用品の供与に通常要する費用
⑦	製造業者等が、自己の製品等に関し、継続的に試用を行った一般消費者等に対し謝礼として金品を交付するために通常要する費用

ただし、医薬品の製造業者等における医師又は病院や、建築材料の製造業者における建築業者など、事業関係者と認められる者は一般消費者には当たらない、とされていますので、業種と広告先によっては、広告宣伝費として認められない可能性もあります。

【Q14】

＜交際費等と福利厚生費の区分＞

福利厚生費は交際費等にならないということですが、これらの相違について教えてください。

【A14】

＜全社員の参加が予定されているものかどうか重要＞

交際費課税は社内交際費も対象にしていますので、福利厚生費との区分が問題になりますが、基本的には全社員等を対象にするものは、業務の一環として福利厚生費として取り扱われます。

ただし、特定の者のみを対象にするものや、特定の従業員等に金品を渡すものは、交際費等に該当するか、若しくは給与課税がなされます。

【解説】

福利厚生費として交際費等にならない、従業員等への福利厚生とは、基本的には全社員等を対象にするものです。といいますのも、このような支出であれば、特定の事業関係者の歓心を買う、というのではなく、法人の業務の一環と捉えられるからです。

ただし、実務上はその判断が難しいこともあって、以下のような具体例が国税庁の通達において規定されています。

（図 17）福利厚生費と交際費等の具体例

内容	福利厚生費該当	交際費等該当
レクリエーション費用	・専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用（特定の従業員等のみを対象とするものを除く）etc	・不相当に高額な旅行等の費用（給与課税されるものを除く）etc
社内行事費用・パーティー費用	・創立記念日等に際し従業員等におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用 etc	・不相当に高額な式典費用等 ・取引先のパーティー費用（社員分も含む）etc
慶弔費用	・従業員等又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用 etc	・特定社員、特定部門のみを対象にするもの（給与課税されるものを除く）
飲み会等の費用	全社員又は部門単位で社内行事の一環として行われるもの etc	・特定社員、特定部門のみを対象にするもの（給与課税されるものを除く） ・有志のみの二次会費用 ・不相当に高額な費用 etc

なお、福利厚生費と類似する社内交際費については、接待飲食費に係る 50%基準の接待飲食費

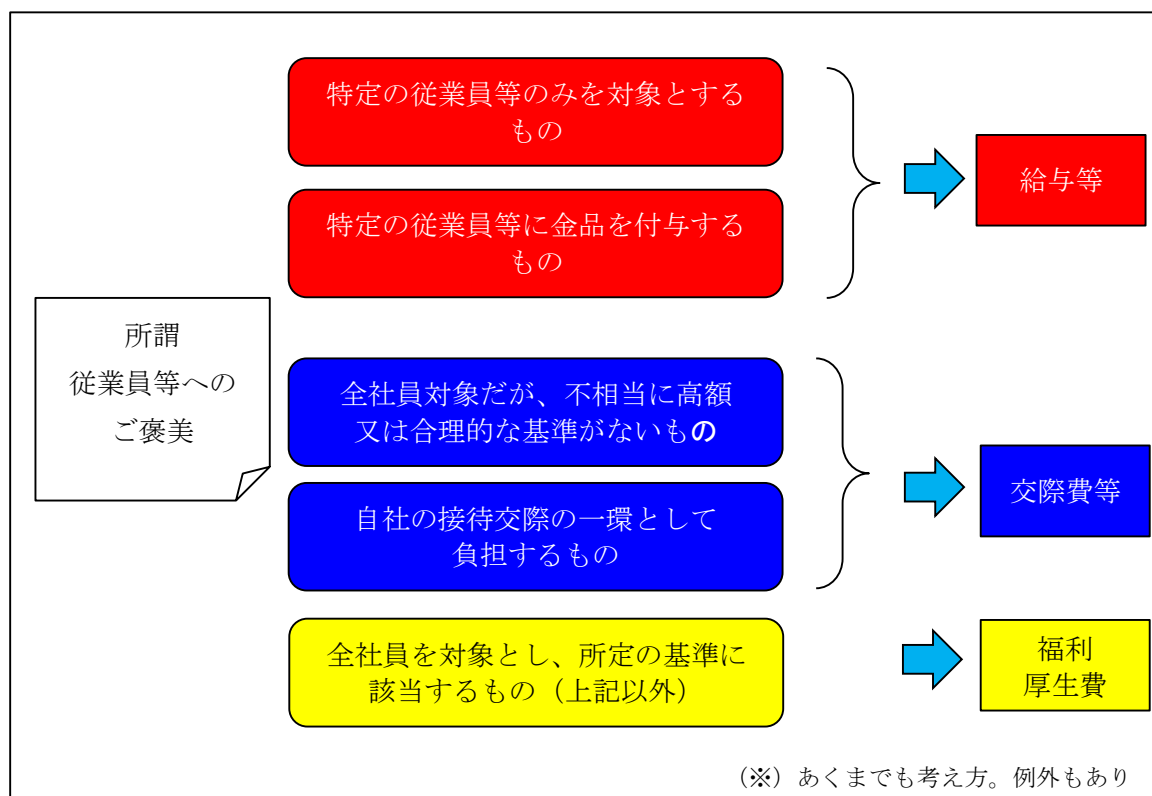
（Q 3 参照）や、後述する交際費等から除かれる 5,000 円基準の社外飲食費（Q22 参照）のいずれにも該当しません。

ところで、福利厚生費については、交際費等に該当するというよりもむしろ、従業員等への給与に該当するケースが税務調査においては問題になります。この点、一部の特定の役員や従業員への利益供与や、金品を直接交付するものについては、交際費等ではなく、原則として給与として取り扱われることになり、給与所得に対する源泉所得税の対象になります。

この点、注意いただきたいのは、平成 26 年度の税制改正において、給与所得控除額の上限設定が設けられている、という点です。給与等から控除できる給与所得控除額の上限が設定される、ということから、本来給与等とすべきものを、敢えて交際費等として経理することで節税を図る法人が増えるのではないかと、言われています。困ったことに、今後更に給与所得控除額の上限は小さくなると指摘されていますので、このような法人は確実に増えると考えられています。

となれば、福利厚生費と給与、交際費等と給与に関する税務調査は間違いなく増えることになりますので、給与等に該当するものを、社内交際費や福利厚生費に含めないよう注意してください。これらの区分はかなり難しいところですが、例えば以下のようなイメージに従って区分すると、おおむね問題はないと考えられます。

（図 18）いわゆる、従業員等へのご褒美に係る福利厚生費、交際費等、給与等の区分イメージ



その他、給与等と交際費の区分の詳細については、【Q15】をご参照ください。

【Q15】

＜交際費等と給与等の区分＞

給与等は交際費等にならないということですが、その相違について教えてください。

【A15】

＜従業員等への利益供与や立証が重要＞

給与等については、給与所得として源泉徴収の対象となり、別途課税されることもあって、交際費課税の対象外となっています。

交際費等と給与等の区分は難しいですが、利益供与と見られるか、法人の事業の用に供したと証明できるかがポイントとなっています。

【解説】

給与等に該当すると、源泉徴収の対象とされるため、課税漏れのリスクが少ないこともあって、交際費課税の対象から除かれています。この点、通達では交際費等に含まれない給与等として、以下のような費用が挙げられていますが、厳密には従業員等への利益供与と評価できるか、そこが重要になります。

（図 19）交際費等に含まれない給与等の具体例

① 常時給与される昼食等の費用
② 自社の製品、商品等を原価以下で従業員等に販売した場合の原価に達するまでの費用
③ 機密費、接待費、交際費、旅費等の名義で支給したもののうち、その法人の業務のために使用したことが明らかでないもの

上記（図 19）中、③には注意したいところです。法人の業務に使用したことが明らかでない、すなわち業務に必要な費用として立証できないものは、給与課税されるリスクがあるわけで、この点からも資料の保存には注意したいところでしょう。

その他、従業員等、に該当しませんが、従業員等に類似した存在として、製造業者等の特約店のセールスマンが挙げられます。この特約店等のセールスマンに対する支出についても、そのセールスマンに対する支払報酬について源泉徴収される、ということを前提に、給与等と同様、原則として交際費等に含まれないこととされています。

（図 20）交際費等に含まれない特約店等のセールスマンに対する支出の具体例

① 取扱数量又は取扱金額に応じてあらかじめ定められているところにより交付する金品の費用
② セールスマンの慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
③ セールスマン又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って交付する金品の費用

【Q16】**＜交際費等と販売奨励金・情報提供料等の区分＞**

販売奨励金や情報提供料は交際費等にならないということですが、その相違について教えてください。

【A16】**＜事業活動に必要な販売促進費や役務提供の対価とみられるかが重要＞**

交際費課税は過剰な接待等により、企業の財務基盤が毀損することを防止するための制度ですから、業務に関する費用として適正なものまで損金にしない、ということはありません。

販売奨励金は販売促進費の一環として必要ですし、情報提供料等は事業活動において必要なサービスの支払いですから、経費として適正な支払いがなされていると認められるものであれば、交際費等に含まれないとされています。

【解説】

販売奨励金にしても、情報提供料にしても、事業活動に必要な費用であり、かつ過剰接待のように過大な支払いにつながりやすいものではありませんので、適正な支払いに基づくものであれば、基本的に交際費課税の対象とせず、交際費等の範囲に含まれないこととされています。

適正な支払いに基づくものが除かれますので、できることなら販売奨励金や情報提供料の支払いに関しては、きちんと書面で契約を締結しておいた方がいいでしょう。この点、税務調査でかなり揉める傾向がありますので、注意したいところです。

その他、販売奨励金については、それを受けた相手方において、確実に収益計上される、という側面も交際費課税から除かれる理由と指摘されています。と言いますのも、お歳暮をもらっても収益計上することは基本的にはありませんので、販売奨励金はいわゆる「贈答」とは性格を異にすると考えられるからです。

販売奨励金や情報提供料については、以下のような具体例が通達において示されています。

（図 21）福利厚生費と交際費等の具体例

内容	交際費等に該当しない費用	交際費等に該当する費用
販売奨励金	販売促進の目的で特定の地域の得意先に対して販売奨励金等として金銭等を交付する場合の費用	製造業者等が、自社の卸売業者が小売業者等を旅行等に招待する費用を負担した場合の費用
情報提供料	以下の要件を満たすような費用 ①予め締結された契約に基づくもの。 ②役務内容が契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。 ③その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。	・ 不相当に高額なもの ・ 正当な支払いと認めがたいもの etc

【Q17】

＜交際費等と会議費の区分＞

会議費は交際費等にならないということですが、その相違について教えてください。

【A17】

＜相当な費用であれば問題ない＞

ランチミーティングなど、会議に伴って会食するなどのケースがありますが、会議は事業活動に必要不可欠なものであるところ、会議費として相当な費用であれば、交際費等には含まないこととされています。

【解説】

法律上、交際費等の範囲から「会議に関連して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用」が除かれています。会議は事業活動に必要不可欠なものであるため、このような取扱いがなされているわけですが、会議に伴って会食をしたり、はたまた旅行に伴って会議したりするなど、会議に接待交際の要素が含まれるケースが多々あります。

この点、「会議に関連して～通常要する費用」とありますので、会議費として相当な費用であれば問題がない、と考えられます。事実、国税庁の通達においては、以下のような会議であれば、交際費等に該当しないとされています。

（図 22）交際費等に含まれない会議費の具体例

- | |
|--|
| ① 会議に際して社内又は通常会議を行う場所において通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待に要する費用 |
| ② 製造業者等が特約店等を旅行等に招待し、併せて所定の会議を開催した場合において、その会議が会議としての実体を備えているときにおける、通常要すると認められる費用 |

ところで、相当な費用と一言と言っても、非常にあいまいですから、実務上会議費と交際費等を区分するとなるとなかなか難しいです。一般的には、①会議の開催場所（会議を行うのに不適切な場所ではないか）、②会議に伴う会食費用（会議としての会食とするには高額ではないか）、③会議の実態（名ばかりの会議で、実質的に接待ではないか）、といったポイントを総合的に見て判断することになると言われています。

【Q18】**＜交際費等に含まれない所定の取材費の意義＞**

所定の取材費は交際費等にならないということですが、その具体的な内容を教えてください。

【A18】**＜特殊な業種における原価等に相当する費用＞**

ここで言う所定の取材費とは、具体的には、「新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用」とされています。

出版業や放送業にとって、このような取材費はある意味原価のような意味合いがあるため、交際費等から除かれています。

【解説】

法律上、交際費等の範囲から「新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、又は放送のための取材に通常要する費用」が除かれています。これらの費用は、通常の製造業等に置き換えてみれば、原価に相当する費用であるところ、特殊業種に対する交際費課税の特例として、交際費等の範囲から除かれていると考えられます。

【Q19】**＜タクシー代と交際費＞**

当社は創立 10 周年を記念して、多数の取引先を招待したパーティーを主催しました。その際、当社は取引先が取引先の本社からパーティー会場までに要するタクシー代と、パーティー会場からの帰宅に要するタクシー代を負担しましたが、これは旅費交通費に該当するため、交際費等には当たらないと思いますが、いかがでしょうか。

【A19】**＜接待する側が支出するものは交際費＞**

取引先を接待する側が負担するタクシー代は、接待行為に係る費用と認められますので、交際費等に該当します。

一方、接待される側が接待会場等に向かうために支払うタクシー代は、自社が行う接待のために支出するものではありませんから、交際費等に該当しません。

【解説】

パーティー会場までに要するタクシー代など、接待交際に付随するタクシー代は、接待する側が支払う場合と接待される側が支払う場合とで課税関係が異なります。

交際費等は、法律上、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のた

めに支出するものをいう。」とされているところ、接待する側がタクシー代を負担する場合には、それは接待行為の一環と考えられ、結果として交際費等に該当します。

一方、接待される側が支払う場合には、相手の接待行為に関係するものであり、自社が接待等を行うわけではありませんから、交際費等に該当せず、旅費交通費として、損金の額に算入されます。

（図 23）接待交際費に係るタクシー代等の課税関係

具体例	負担者	法人税の取扱い
・ 自社から接待会場までのタクシー代等	接待する側	交際費等
・ 接待会場から帰宅する場合のタクシー代等 etc	接待される側	旅費交際費

【Q20】 <費途不明交際費等の意義と課税関係>

税務調査で、当社の支出した交際費等のうち、その用途が不明のものが発見されました。交際費として使ったことは間違いないと思いますので、経費として認めて欲しいところですが、税務署の調査官が言うには、全額経費にならず、場合によっては支出額の 40%もの法人税がかかる、とのこと。このような酷い課税はあり得るのでしょうか？

【A20】 <費途が不明な交際費は経費にならない>

費途が不明な交際費を損金として認めると、課税の公平の観点から問題がありますので、損金にならないとされています。

なお、40%の課税は、支出の相手方の氏名等を秘匿したという場合、すなわち使途秘匿金の支出を行った場合に行われます。

【解説】

言うまでもなく、正確な税金計算がなされているか確認するためには、経費に関する資料を確認する必要があります。この点、交際費等は特にいい加減な経費が混入するリスクが大きく、法人税の世界では、「法人が交際費、機密費、接待費等の名義をもって支出した金銭でその費途が明らかでないもの」については、費途不明金として、その全額を損金に算入しない、という取扱いがなされています。他の経費なら別途、交際費等については、このようなかなり酷い取扱いがなされていますので、資料の保存には十分に注意したいところです。

なお、40%もの課税がなされる、という調査官の指摘ですが、これは費途不明金ではなく、使途秘匿金を支出した場合です。使途秘匿金とは、原則として「法人がした金銭の支出のうち、相当の理由がなく、相手方の氏名等を帳簿書類に記載していないもの」とされています。具体的には、ヤミ献金やわいろなど、違法又は不当な支出で支払先を秘匿するものが該当することになります。このような支出は、脱税や違法行為につながりやすいこともあって、敢えて高い税金をか

けることとしているのです。

ご質問の交際費等が費途不明金と使途秘匿金のどちらに該当するか、実際のところはかなり難しいところで、往々にして税務署と見解が異なりますが、意図的に支出先を秘匿するようなものでなければ、原則としては費途不明金として取り扱われると考えられます。

繰り返しになりますが、このようなリスクがないよう、資料の保存には十分に注意するとともに、万一の際は専門家である私たち税理士に相談してください。

【Q21】 **＜パーティー会費をもらった場合の交際費等の損金不算入額の計算＞**

当社は創立 10 周年を記念して、多数の取引先を招待したパーティーを主催し、そのパーティーに要した費用が 200 万円かかりました。しかし、取引先からご祝儀として 80 万円程度頂戴しましたので、最終的な負担は 120 万円で済みました。

実質的に負担した金額は 120 万円ですから、120 万円をベースに交際費等の損金不算入額の計算を行おうと思いますが、間違いないでしょうか？

【A21】 **＜支出した金額の総額が基礎となる＞**

接待等に要した費用が交際費等の金額となる、とされていますので、当社が実際にパーティーに要した費用、200 万円が交際費等の損金不算入額の計算の基礎となります。ただし、任意に支払われるご祝儀ではなく、強制的に支払われる会費等で収入する場合には、収入金額と相殺した 120 万円をベースに交際費等の損金不算入額の計算を行うことになります。

【解説】

交際費等の損金不算入額の計算の基礎となる交際費等の金額は、「接待等のために支出するもの」とされていますので、パーティーに招待した得意先からご祝儀を貰ったとしても、支出額の総額である 200 万円を基礎に計算し、ご祝儀の金額である 80 万円は別途雑収入に計上する処理（「両建て処理」といいます。）を行う必要があります。

ただし、取引先等と共同で行った接待交際に関して、取引先等が交際費等をいったん全額負担し、後日自社が負担すべき金額を取引先に間接的に支払った場合にも、その間接的に支払った金額は交際費等の金額となる、とされています。このため、例えば会費制を取るなど、強制的に交際費等の一部を接待交際の相手先に負担させる場合には、交際費等の総額から会費等によって収入した金額を控除した残額を交際費等とする処理（「相殺処理」といいます。）が認められています。

つまり、参加者の任意で支払うご祝儀と、参加者が強制的に支払うべき会費とで交際費等の損金不算入額の計算は異なるわけで、節税の観点からは、できるだけ会費制にした方がいい、と結論付けられるでしょう。

この点、非常にミスが多いところであり、税務調査でも非常に厳格にチェックされますので、十分に注意する必要があります。

3 交際費の裏ワザ

～一人当たり 5,000 円以下の社外飲食費～

【Q22】

＜交際費等から除かれる社外飲食費の意義＞

交際費等の範囲から、所定の社外飲食費は除かれるとのことですが、その具体的な内容を教えてください。

【A22】

＜一人当たり 5,000 円以下の社外飲食費＞

交際費等の範囲から除かれる社外飲食費は、接待交際等に係る飲食費のうち、一人あたり 5,000 円以下の社外飲食費です。

【解説】

交際費等の範囲から除かれるのは、1 人当たり 5,000 円以下の社外飲食費です。この社外飲食費とは、社内飲食費以外の接待交際等に係る飲食費で、社内飲食費とは、専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費をいいます。

このため、この制度の適用を受ける場合には、少なくとも 1 名以上の社外の者と飲食等を行う必要があり、かつ一定の書類を保存するなどの要件が必要とされています。

ところで、この交際費等から除外される社外飲食費（以下、「5,000 円基準の社外飲食費」といいます）と似たものとして、接待飲食費に係る 50%基準の接待飲食費（Q 3 参照）があります。この接待飲食費も、「当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費」が除かれるとしていますが、5,000 円基準の社外飲食費は交際費等から除かれるのに対し、接待飲食費に係る 50%基準の接待飲食費は、交際費等には該当するものの、その一部が交際費等の損金不算入額の計算から除かれることになります。

つまり、1 人当たり 5,000 円以下の社外飲食費であれば、この特例の適用を受ける方が有利、と判断できます。

【Q23】**＜5,000 円基準の社外飲食費の適用要件＞**

交際費等の範囲から除かれる、5,000 円基準の社外飲食費については、一定の書類の保存がある場合に限り適用されるということですが、この適用要件の詳細を教えてください。

【A23】**＜相手方の氏名等や飲食に参加した人数等を記載した書類の保存が必要＞**

5,000 円基準の社外飲食費の適用を受ける場合には、相手方の氏名等や飲食に参加した人数等を記載した書類の保存が必要とされており、これらの書類の保存がなければ、1 人当たり 5,000 円以下の社外飲食費であっても、交際費等の範囲から除外することはできません。

【解説】

5,000 円基準の社外飲食費は、下記の事項を記載した書類を保存している場合に限り、交際費等の範囲から除かれることとされています。下記をご覧いただければわかる通り、証明すべき事項は、飲食に参加した人数を除き、原則として接待飲食費に係る 50%基準の接待飲食費（Q 3 参照）と同様です。

（図 24）5,000 円基準の社外飲食費の適用要件となる証明事項

① 飲食のあった年月日
② 飲食に参加した取引先等の氏名等（関係を含む。）
③ 飲食に参加した人数
④ 飲食に要した金額及び飲食店の名称等
⑤ その他必要な事項

一点補足すると、上記（図 24）の②の事項については、取引先等の氏名等だけでなく、当社との関係も原則として記載することとなっています。このため、例えば「〇〇会社・□□部、△△◇◇（氏名）部長他 10 名、卸売先」といった表示をする必要があります。

実務上、5,000 円基準の社外飲食費の適用を受ける場合には、先の①、④、⑤が記載された飲食店の領収書に、②や③を手書きして保存することが通例です。一人当たり 5,000 円以下の社外飲食費であることが分かれば足りる話ですので、このような簡略化した処理で問題ないわけです。

【Q24】 <5,000 円基準の社外飲食費と弁当代>

交際費等の範囲から除かれる、5,000 円基準の社外飲食費については、飲食店などの名称を記載すべきとされているところ、飲食店以外で行う社外飲食については適用がないのでしょうか？

【A24】 <飲食その他これに類する行為のために要する費用が含まれる>

5,000 円基準の社外飲食費については、「飲食その他これに類する行為のために要する費用」が含まれるとされていますので、飲食店における飲食に限定されるわけではありません。

【解説】

5,000 円基準の社外飲食費については、「飲食その他これに類する行為のために要する費用」が含まれるとされています。具体的には、以下のような費用も一人当たりの金額が 5,000 円以下で、専ら従業員等に対するもの以外の支出であれば、「その他これに類する行為のために要する費用」に該当して、5,000 円基準の社外飲食費に含まれるとされています。

(図 25) 「その他これに類する行為のために要する費用」の具体例

内容	該当する要件	該当しないもの
弁当代 お土産代	・得意先等の業務の遂行や行事の開催に際して、差入れを行うなど、差入れ後相応の時間内に飲食されることが想定されるもの ・飲食店等での飲食後、その飲食店等で提供されている飲食物の持ち帰りに要する「お土産代」（相応の時間内に飲食されるか否かを問わない）	単なる飲食物の詰め合わせを贈答する行為
飲食以外の 支払い	・飲食等に必要と認められる、テーブルチャージ料やサービス料等といった名目で飲食店等に対して直接支払うもの	飲食店等へ取引先等を送迎するための送迎費
ゴルフ・観劇・ 旅行等に際して の飲食費	飲食等がそれら一連の行為とは別に単独で行われていると認められる場合	原則非該当 (飲食等は主たる目的である催事に含まれると考えられるため)

【Q25】 <社外の者が一名の場合の取扱い>

社外の者一名を、当社の業務課 10 名が接待するような場合、5,000 円基準の社外飲食費として認められますか？社外の者が一人しかいないので不安です。

【A25】 <原則として認められる>

「専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費」が 5,000 円基準の社外飲食費から除かれているとされていますので、一人でも社外の者と接待交際に係る飲食を行うのであれば、原則問題はありません。

【解説】

5,000 円基準の社外飲食費の範囲からは、「専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費」が除かれるとされています。専ら、ということと原則としては 100%ということの意味しますので、一人でも社外の者が参加したとすれば、法律上は問題ないと考えられます。

実際のところ、ある部署を挙げて得意先の部長を接待するなど、接待する相手方である得意先等が一人であっても、その飲食等のために自社の従業員等が相当数参加する必要があるケースも実務上は多いと思われます。この点、国税庁の見解としては、「(5,000 円基準の社外飲食費の適用を受けるために) 得意先等の従業員を形式的に参加させていると認められる場合」を除いて、社内飲食費に該当することなく、社外交際費に該当すると説明されています。

【Q26】

＜関連会社等に対する接待飲食費の取扱い＞

法人税では、グループ企業をベースに課税する、といった話がありますが、親会社や子会社、そして関連会社の役員を接待する場合、5,000 円基準の社外飲食費として認められますか？

【A26】

＜原則として認められる＞

「専ら当該法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出する飲食費」が 5,000 円基準の社外飲食費から除かれているとされていますが、「当該法人」とは自社単独をいいますので、法人格が異なる親会社や子会社、そして関連会社の社員を接待する場合にも、この規定の適用があります。

【解説】

5,000 円基準の社外飲食費の範囲から除かれる社内飲食費は、「当該法人」、すなわち自社の役員等のみを接待する飲食費を意味するため、親会社等の役員等であっても、相手方としては社外の者となることから、その者との飲食等に係る飲食費が社内飲食費に該当することはありません。

この点、グループ法人を一体として課税する連結納税の適用を受けている各連結法人の役員等や、グループ法人税制の適用を受ける各法人の役員等であっても、同様です。

【Q27】

＜一次会と二次会の費用＞

取引先の部長を接待して二次会まで行った場合、5,000 円基準の社外飲食費に係る 5,000 円の判断は一次会と二次会の合計で見のでしょうか？

【A27】

＜原則として別に計算する＞

一次会、二次会と連続して接待を行っても、基本的には全く別の飲食と評価されますので、原則としてはそれぞれで 5,000 円以下か否かを判断します。

【解説】

交際費課税は接待等の行為を対象としているところ、一次会と二次会は基本的には別の接待と評価されますので、原則としてはそれぞれ別の行為として、課税関係を考えることになります。このため、連続した飲食等の行為が行われた場合においても、それぞれの行為が単独で行われていると認められるとき（例えば、全く別の業態の飲食店等を利用しているときなど）には、それぞれの飲食費ごとに 1 人当たり 5,000 円以下であるかどうかの判定を行って問題はない、とされています。

ただし、同じ飲食店で飲み食いをしているにもかかわらず、本制度の適用を受けるため領収書を分割しただけの場合など、連続する飲食等が一体の行為であると認められるときには、その全体に係る飲食費を基礎として、1 人当たり 5,000 円以下であるかどうかの判定を行うことになります。

【Q28】

＜一人当たり 5,000 円の計算方法＞

5,000 円基準の社外飲食費に係る一人当たり 5,000 円の計算はどのように行いますか？また、消費税はこの 5,000 円という基準に含まれますか？

【A28】

＜人数割りと当社の経理に応じた方法＞

一人当たり 5,000 円の計算は、シンプルに、飲食費の合計を飲食に参加した人数で割って計算します。

消費税の処理は、交際費等の損金不算入額の計算と同様、会社が行う経理処理（税抜経理方式か税込経理方式か）に応じて区分します。

【解説】

5,000 円基準の社外飲食費に係る一人当たり 5,000 円の計算は、シンプルに、飲食等に要した費用を参加人数で割って計算します。

この場合、飲食費が 1 人当たり 5,000 円以下であるかどうかは、その飲食費を支出した法人が採用している税抜経理方式又は税込経理方式（Q 5 参照）に応じて判定します。つまり、消費税

については、税込経理方式を適用している場合には、消費税を飲食費に含めて 5,000 円以下か否かを判断し、税抜経理方式を適用している場合には、消費税を飲食費に含めなくて 5,000 円以下か否かを判断することになります。

納税者であるあなたの正当な権利を守ります

中村智広税理士事務所・株式会社中村会計

「皆様の『Success Partner』
を目指します！」

当事務所は、
中小企業経営力強化支援法
に基づく
経営革新等支援機関です。



事務所名 中村智広税理士事務所
株式会社中村会計

TEL 082-295-6761

代表者名 中村智広

FAX 082-295-2372

所在地 730-0802
広島市中区本川町3-3-13

e-mail t.nakamura0920@gmail.com

会計・税務のことで悩んだら

すぐにこの番号までご連絡下さい！
☎082-295-6761